

# 成年後見登記の 登記事項証明書 の請求方法について 登記されていないことの証明書

## 法務局の窓口で直接請求される方

島根県内では、松江地方法務局の戸籍課の窓口でのみ証明書を請求することができます（支局ではできません。）。

その際、窓口で**本人確認書類（運転免許証健康保険証等）**をご提示願います。**詳細については裏面をご覧ください。**



松江市東朝日町192番地3  
松江地方法務局戸籍課

TEL 0852-32-4230

## 郵送で請求される方

**請求書用紙**（必要事項を記入し、収入印紙を貼ったもの）と、**返信用封筒**（返信先の宛先を記入し、切手を貼ったもの）を同封し、**東京法務局後見登録課**に請求してください。

☞ 点線で切ると、封筒に貼ってご利用いただけます。

- 請求先  
東京法務局民事行政部後見登録課  
TEL 03-5213-1234（代表）  
03-5213-1360（ダイヤルイン）

〒102-8226  
東京都千代田区九段南1-1-15  
九段第2合同庁舎  
東京法務局民事行政部後見登録課 行

## 成年後見登記に関する証明書

登記事項証明書には、後見人等の**登記があることの証明書**と後見人等が**登記されていないことの証明書**があります。

★ 請求できる方は、次のとおり一定の方に限定されています。

本人、その配偶者、四親等内の親族、成年後見人などです。  
また、これらの方から委任された代理人も請求できます。

★ 請求のため、持参いただくものは次のとおりです。

認 印	窓口においてになる方の <b>認印</b> です。
本人確認資料	窓口においてになる方の本人確認のため、 <b>運転免許証</b> や <b>健康保険証等</b> が必要です。
手 数 料	登記事項証明書（あること証明書）は、 <b>550円</b> 登記されていないことの証明書は、 <b>300円</b> です。 手数料として、申請書に、収入印紙を貼っていただきます。 <small>（収入印紙は、松江地方法務局登記部門内1階印紙売場でも販売しております。）</small>

★ 本人でない方が請求される場合は、次の書類も必要です。

委 任 状	<b>代理人</b> の方が請求される場合に必要です。
戸 籍 謄 本 等	<b>本人の配偶者・四親等内の親族</b> の方が請求される場合は、本人との関係がわかる戸籍謄本や続柄の記載された住民票等（ <b>作成後3か月以内のもの</b> ）が必要です。
資 格 証 明 書	<b>法人が代理人</b> として申請する場合は、法人の代表者の資格を証する書面（ <b>作成後3か月以内のもの</b> ）が必要です。

※成年後見人(個人)が請求される場合には、法務局において成年後見人の資格を確認できますが、**成年後見人となっている者が法人の場合には上記の資格証明書が必要**です。

★ 島根県内で発行事務を取り扱っている窓口は、**松江地方法務局戸籍課のみ**で、法務局の内の支局・出張所では証明書の発行ができませんので、ご注意ください。

★ **郵便**で請求される場合は、東京法務局への請求となります。

〒102-8226  
東京都千代田区九段南1-1-15  
東京法務局民事行政部後見登録課

本人確認書類等のコピー及び返信用封筒(あて先を明記・切手を貼付したもの)を同封の上、申請書を送付してください。

★ 成年後見登記の証明書について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

松江市東朝日町192番地3 松江地方法務局戸籍課

TEL 0852-32-4230

東京法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/>  
に申請書様式及び記載例がありますので、ご覧ください。



# 「登記されていないことの証明書」を

## オンラインで!



登記・供託オンライン申請システム <http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>

### <証明書の取得の方法>

- ・ 電子的な証明書 (電子データにより交付)
- ・ 紙の証明書 (郵送により請求者宛てに送付)



### <請求方法>

1. 必要な様式を取得する。(登記・供託オンライン申請システム)
2. 電子署名を行う。
3. 電子証明書と併せて送信する。

## 手数料は?

インターネットバンキング等で納付

### <登記されていないことの証明書>

- ・ 電子的な証明書

1通につき **240円**

- ・ 紙の証明書

1通につき **300円**

(普通郵便により送付を求める場合)

※速達・書留等による郵送の場合は、  
要する料金を加算した額になります。

### <登記事項の証明書>

- ・ 電子的な証明書

1通につき **320円**

- ・ 紙の証明書

1通につき **380円**

(普通郵便により送付を求める場合)

※速達・書留等による郵送の場合は、  
要する料金を加算した額になります。

※ 窓口での請求及び郵送による請求額より安価に設定されています。

### \* ご不明な点は下記まで

郵送及びオンラインによる交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課で  
取り扱っています。

登記・供託オンライン申請システム FAQ(よくある質問)・お問い合わせ

<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>